（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

**第三十三条**　法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一　資金移動業の種別ごとの取引記録

二　［略］

三　資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合にあっては、顧客勘定元帳

四　各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要履行保証額（法第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。）の記録

五　第十一条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあっては、各営業日における資金移動業の種別ごとの次に掲げる額の記録

イ　各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額

ロ　各利用者に対して有する為替取引に関する債権の額

六　第十一条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあっては、履行完了額算出時点を未達債務算出時点とみなして同条第三項の規定の例により算出した額及び同号に定める額の記録

七　各算定日における資金移動業の種別ごとの要供託額の記録

［号を削る。］

八　履行保証金を供託している場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金の額の記録

九　信託契約資金移動業者である場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの信託財産の額の記録

［号を削る。］

十　法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者である場合にあっては、次に掲げる記録

イ　各営業日における第三種資金移動業の各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額の記録

ロ　各営業日における預貯金等管理方法により管理する金銭の額の記録

ハ　預貯金等管理監査の結果に関する記録

2　資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第十号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

**第三十四条**　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［項を削る。］

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

**第三十三条**　［同上］

一　資金移動業に係る取引記録

二　［同上］

三　顧客勘定元帳（資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合に限る。）

四　各営業日における未達債務の額及び要履行保証額の記録

［号を加える。］

［号を加える。］

五　各基準日における要供託額の記録（信託契約資金移動業者を除く。）

六　各基準日に係る履行保証金の額の記録（履行保証金を供託している場合に限る。）

［号を加える。］

七　各営業日における信託財産の額の記録（信託契約資金移動業者に限る。）

八　各営業日における資金移動業の利用者ごとの為替取引に関し負担する債務の額及び当該為替取引に関し有する債権の額の記録（第十一条第三項の規定により未達債務の額を算出する場合に限る。）

［号を加える。］

2　資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第七号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

**第三十四条**　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。